

ひとり親家庭への 支援サービスや制度

父母の離婚や死別などにより、父親または母親と生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親家庭などに対する支援サービスや制度を紹介します。

問合せ こども未来課 ☎33-8721

ひとり親家庭とは

次のいずれかに該当する父か母が、ひとり親で20歳未満の子どもを扶養している家庭を「ひとり親家庭」と言います。

- 離婚した人
- 配偶者が死亡した人
- 配偶者の生死が不明の人
- 配偶者が重度の障がい働けない人
- 配偶者から遺棄されている人
- 配偶者が拘禁されているため、その扶養が受けられない人
- 婚姻によらないで母・父となった人

支援その1 生活支援

① 児童扶養手当

父母の離婚などにより、父親または母親と生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親家庭などに対し、自立促進と福祉の増進のために支給される手当です。



認定されるためには請求の手続きが必要です。必要書類は、世帯の状況などで異なりますので、事前にこども未来課にお問い合わせください。

〈支給額〉

所得制限があり、本人の所得と同居親族の所得額により決定します。所得制限を超えると支給できません。

児童の数	支給額（月額）	
	全部支給	一部支給
1人	42,000円	41,990円～9,910円
2人	上記の額に5,000円を加算	
3人以上	上記の額に1人につき3,000円を加算	

※児童扶養手当法の改正（平成26年12月改正）により、公的年金などを受給している人も、その額が児童扶養手当額より低い場合は、差額分の手当が受給できます。

② ひとり親家庭等医療費助成

医療機関などで医療保険を使って診察を受けた場合、医療費の自己負担額の一部を助成します。

支給資格の申請が必要です。必要書類は世帯の状況などで異なります。

ので、事前に子ども未来課へお問い合わせください。

〈助成額〉

医療費の自己負担額（医療保険から付加給付などがある場合はそれを控除した額）の3分の2を助成します。なお、入院時の食事療養費などは除きます。

③ひとりの親家庭等日常生活支援

自立に必要な就学や就職活動、病気などで日常生活に支障がある場合に、家庭支援員の派遣を行い、子どもの保育や家事・介護のサービスを提供し、その生活を支援します。
1時間あたり0円〜300円程度の利用料の負担があります。

④福祉資金貸付制度

ひとり親家庭と寡婦の生活安定と、その児童の福祉を図るために、各種資金（修学資金、就学支度資金、技能習得資金など）の貸し付けを行っています。



問合せ 県八代地域振興局福祉課

☎338756

支援その2 就労支援

①母子家庭等自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の母または父の自立を促進するため、就職に結びつくと

能性の高い講座を受講する場合、費用の2割相当額（上限10万円、下限4千円）を給付します。
市民相談室で、母子・父子自立支援員に事前相談が必要になります。

②母子家庭等高等職業訓練促進給付金

ひとり親家庭の母または父が就職に有利な資格取得を目指し、専門学校や大学などの養成機関で2年以上修業する場合に、生活の負担の軽減を図る訓練促進給付金を給付します。

【支給対象資格】

（例）看護師・准看護師・保育士・美容師・介護福祉士など

支援その3 相談支援

仕事や住まいなどの困りごと、就職や資格取得の相談、子どもの心配事など、母子・父子自立支援員がひとり親家庭の相談に応じます。

〈相談場所〉市民相談室（市役所1階）

☎334452



児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成を受給している人は

現況届の提出を

毎年8月1日から31日の間に、現況届を提出することが義務付けられています。提出された現況届を審査し、8月以降の1年間の手当支給と医療費助成を決定します。

提出がない場合、手当の支給と助成が受けられませんので、ご注意ください。



やつしろ あったかねっと

結婚から子育てまでの総合ホームページ「やつしろあったかねっと」を開設しています。



結婚・妊娠・出産・子育てに関するさまざまな情報を掲載しています。

スマートフォンやタブレットにも対応していますので、ぜひご覧ください。



<http://attaka.city.yatsushiro.kumamoto.jp/>